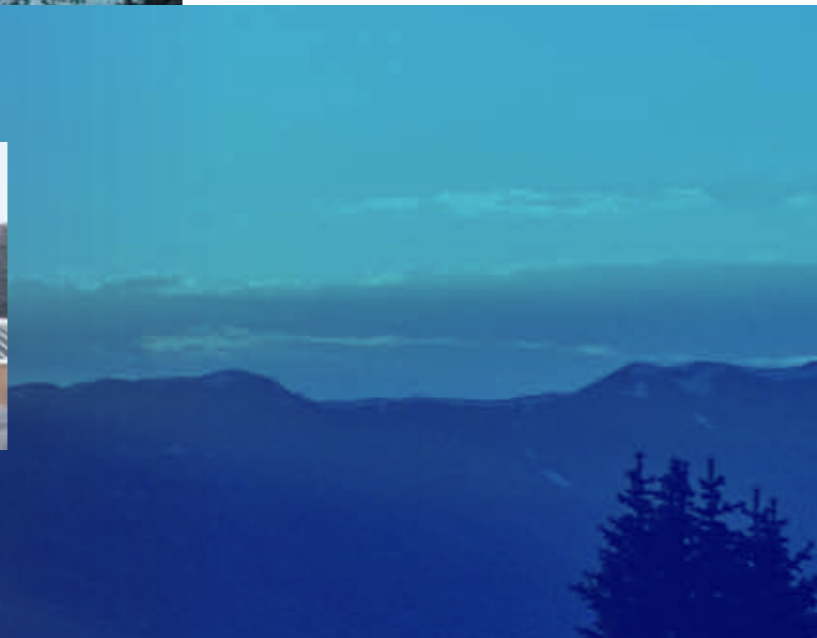




Light Your Path To Success

With BigLight

"To all smiles - To all people - To all places"



BIGLIGHT 株式会社

名称 BIGLIGHT株式会社
設立 2021年8月12日
所在地 〒452-0803 愛知県名古屋市西区大野木4丁目539番地 第12平松ビル2C
代表者 グエン タン トゥン
資本金 500万
許可 登録支援機関 21登-006596 有料職業紹介 23-コ-302414
お問合せ Tel (052) 908 - 7944 Fax (052) 908 - 7267
URL biglight.jp



“多様性”を実現する

BIGLIGHT株式会社では、外国人材の就労支援と定着・活躍までの支援を通じて、人材が働きたい場所、働きたい仕事を選べる社会を、企業が、国内だけではなく、全ての国から人材を選べる社会の実現を目指して行きます。外国人材活用の内製化コンサルティングを通じて、外国人材を活用する際の中間のコストの削減を実現することで、人材にとっては仕事に対する報酬の増加の機会拡大を提供し、企業にとっては外国人材活用へのハードルを低下させ、一人でも多くの人材と企業のマッチング機会を創出します。

外国人受け入れのメリット(特定技能者、高度人材)

- 即戦力を確保できる
- 日本語能力も担保されている
- 短期間での離職率が低め
- フルタイムでの雇用が可能
- 技能実習から継続での勤務も可能
- 特定技能2号に移行できれば、5年以上の雇用が可能



当社の実績

項目	製造業	サービス業	営業・事務など	合計
特定技能	63人	15人	—	78人
高度人材	41人	—	7人	48人
合計	104人	15人	7人	126人

当社の強み



完全成果報酬型

採用まで費用発生なし。
返金制度があり、
保証期間相談可能。



人材募集スピード

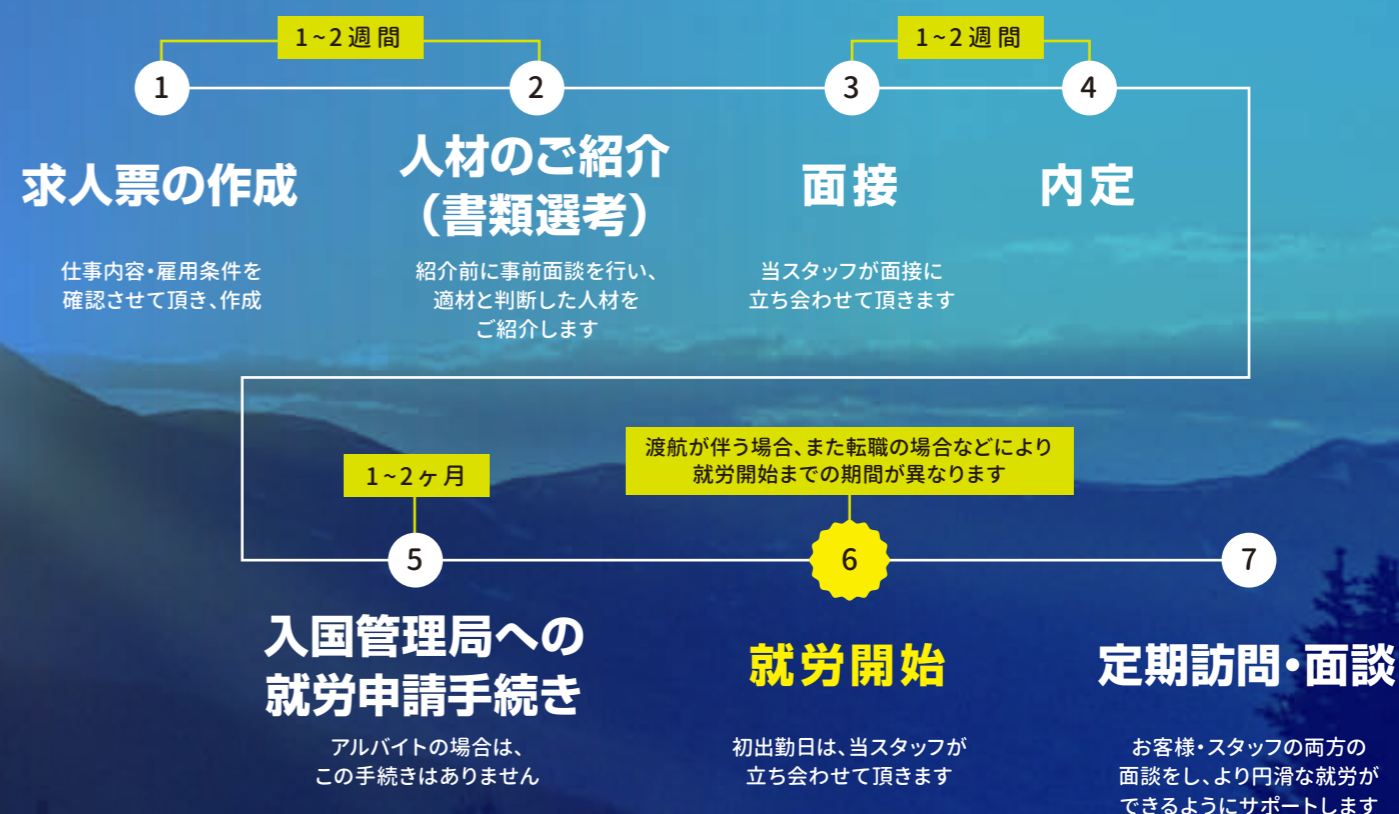
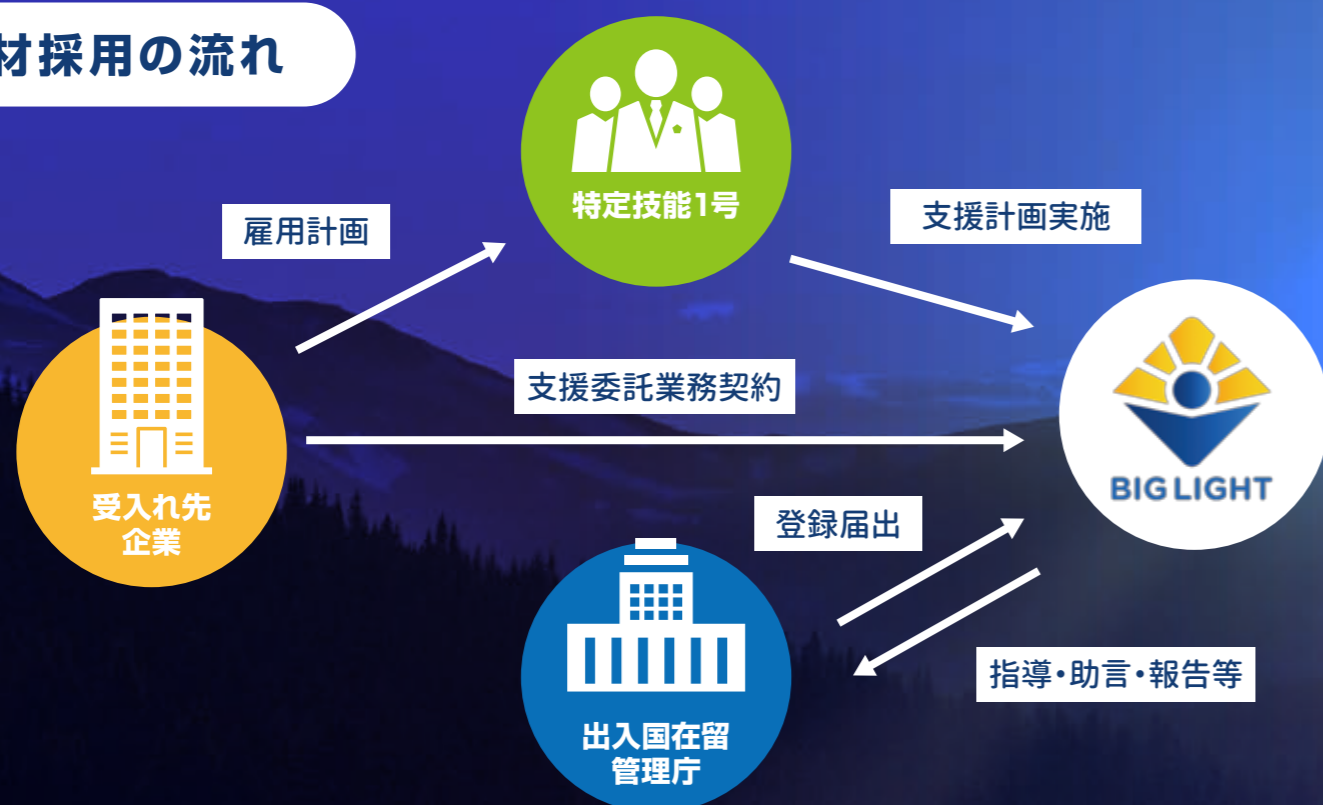
全国募集活動を行い、
最短2週間で入社可能。
また、紹介する人材の質が高く、
幅広い分野の人材を紹介
できます。



アフターサービスは充実

病院対応、
トラブル対応(通訳・翻訳)、
入社までの移動のサポート

人材採用の流れ



在留資格「技術・人文知識・国際業務」とは？

「技術・人文知識・国際業務」とは、日本にある企業等との契約に基づいて行う自然科学分野または人文科学分野の専門的技術や知識を必要とする業務、または外国人特有の感性を必要とする業務をするための在留資格となります。

自然科学分野とは、理学、化学、工学、農学、医学などいわゆる理系分野に属するもので、人文科学分野とは、法律学、経済学、文学、歴史学、心理学、経営学などいわゆる文系分野に属するものです。

大学などで理系や文系の科目を専攻して修得した一定水準以上の専門的知識が必要とされ、単に経験を積んだことによる知識では足りないとされているため、いわゆる単純作業と呼ばれるような業務は該当しません。

一方で、外国人特有の感性を必要とする業務とは、一般の日本人が持っていない外国人特有の思考や感受性を必要とするもので、外国の社会、歴史伝統の中で培われた発想、感覚を基にした一定水準以上の専門的能力を必要とするものとなります。

「技術・人文知識・国際業務」に該当する職種

前述のとおり、「技術・人文知識・国際業務」のできる業務は、自然科学分野や人文科学分野の専門的技術や知識を必要とする業務または外国人特有の感性を必要とする業務です。これらは、在留資格の名称が示すように「**技術**」(自然科学分野)、「**人文知識**」(人文科学分野)、「**国際業務**」(外国人特有の感性)の3つに分けられます。

「技術」の職種

- システムエンジニア
- ゲームエンジニア
- プログラマー
- プロジェクトマネージャー
- 建築設計
- 研究開発

「人文知識」の職種

- 営業
- 会計/経理
- 総務/人事
- 法務
- 広報
- 貿易
- コンサルタント

「国際業務」の職種

- 通訳/翻訳
- 語学教師
- インテリアデザイナー
- ファッションデザイナー
- 海外取引業務

特定技能とは？

「特定技能」とは、2019年4月より新設された新しい在留資格です。

「深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組み」と定義付けされています。

特定技能の対象分野

特定技能の対象となる産業分野は、特に人手不足が深刻とされている下記の14業種を指します。



「技術・人文知識・国際業務」の要件は、大きく分けて次の4つがあります

1 日本企業との契約

外国人と日本で就労する企業との間で、雇用契約や委任契約など継続的な契約が必要です。契約が継続的なものでない場合は、「技術・人文知識・国際業務」に該当しません。この場合、個人事業主として「経営・管理」に該当する可能性があります。

2 学歴または実務経験要件

外国人は大学以上、つまり「学士」がそれと同等以上の学歴を有していなければなりません。大学院を卒業して「修士」や「博士」の学位を持っている方は当然要件を満たしますが、「短期大学」を卒業して、「準学士」や「短期大学士」を持っている方も「学士」相当とみなされます。

3 業務内容との関連性

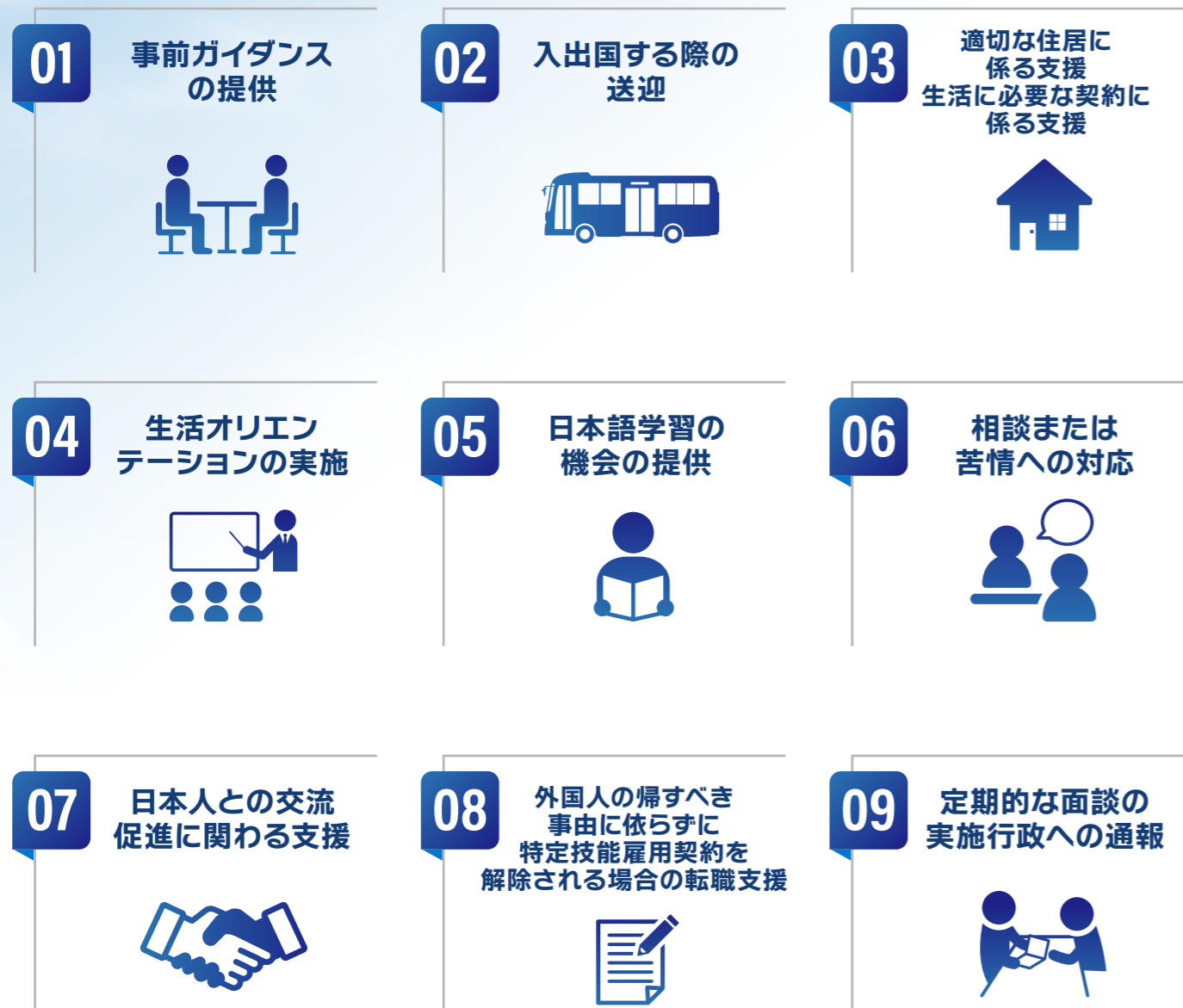
企業で行う業務内容と大学や専門学校などで学んだ専攻科目が関連していることも必要です。ただ、専攻科目と業務内容が一致していることまでは求められません。

4 日本人と同等額以上の報酬

〇〇円以上あれば要件を満たすというのではなく、企業の賃金体系を基に日本人と同等額以上であるかで判断します。なお、報酬にはボーナスなどは含まれますが、通勤手当や住宅手当といった実費弁償の性格をもつものは含まれません。

登録支援について

在留資格、「特定技能1号」就労者を受け入れる企業は、下記の法務省規定の**義務的支援9項目**を行う必要があります。業務に関する支援や教育は各企業で行う必要がありますが、この義務的支援は登録支援機関に委託することが可能です。

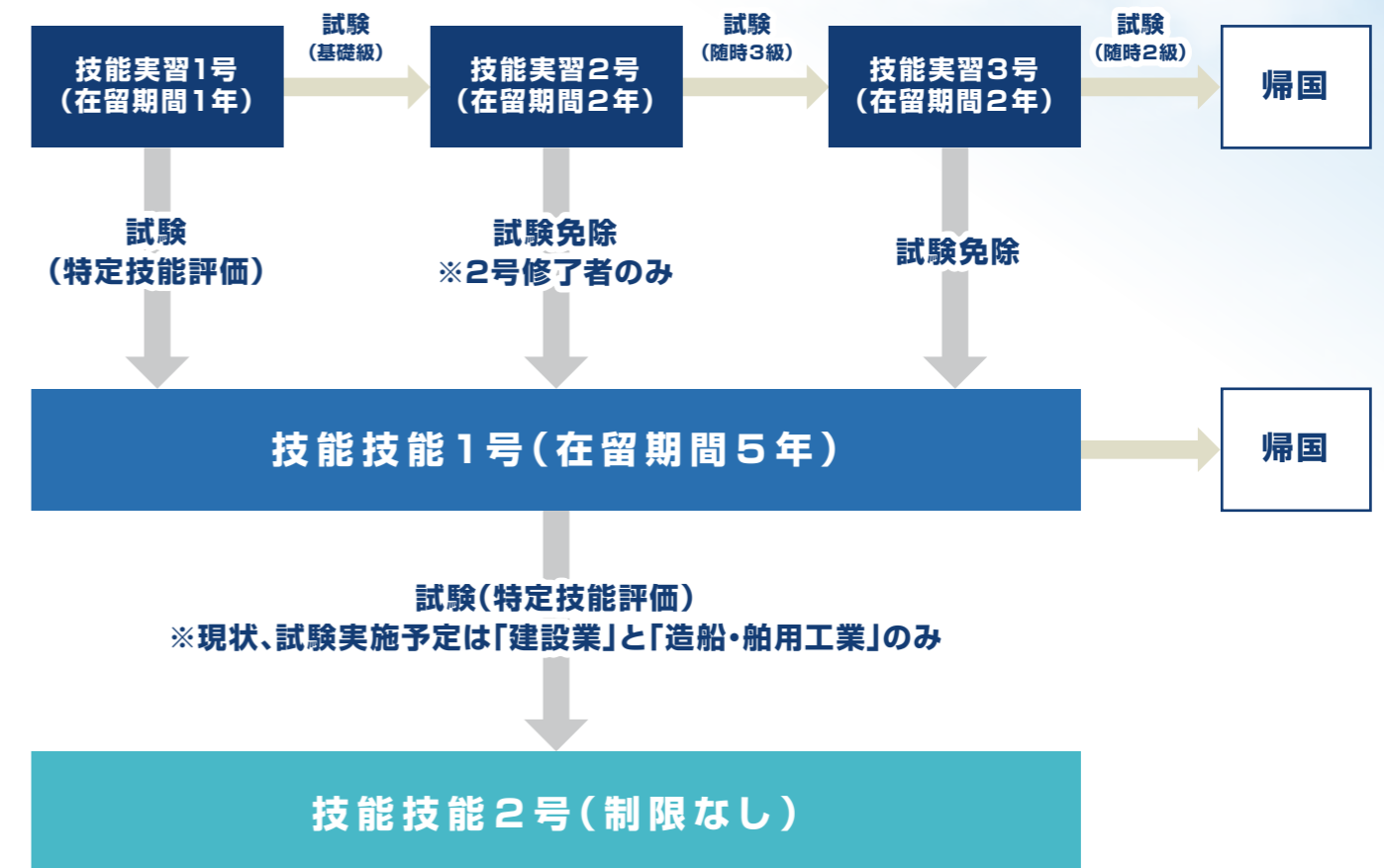


特定技能登録支援の事なら
BIGLIGHT株式会社に
お任せください



技能実習から特定技能への移行

外国人の方が、特定技能の在留資格を取得する方法は「特定技能評価試験に合格する」もしくは「技能実習2号を修了する」の2パターンとなります。



アフターフォロー

弊社では、特定技能外国人の、申請から許可後、帰国までをトータルで支援をするサービスを行なっております。外国人の方達が安心して働くことができるようしっかりとサポート致します。



- 01** 特定技能外国人の新規受入、技能実習生からの切り替えをサポート (出入国在留管理局への申請など)
- 02** 母国語を話せるスタッフが通訳・翻訳をサポート (手順書や注意事項等の翻訳、受入教育等に通訳立会など)
- 03** 行政への定期届出(報告)のサポート (3ヶ月に1回出入国在留管理局へ報告があります)
- 04** 弊社契約の行政書士による新規申請・更新申請のサポート

